

都市計画法第53条の 許可申請手続きについて

都市計画法第53条第1項の建築の許可申請手続きについて

1 目的

都市計画法第53条の規定による建築物の建築制限は、都市計画として決定される計画について、将来の事業の円滑な施行を確保するために行われるものです。（なお、都市計画制限の趣旨をご理解いただき、極力都市計画施設等の区域内での建築は避けるようお願いいたします。）

2 許可を必要とする土地の区域

都市計画施設（都市計画道路、都市計画公園等）の区域内の土地

3 許可を必要とする行為

建築物の建築

※建築物・・・建築基準法第2条第1号の規定による建築物。

屋根及び柱若しくは壁を有するもののほか、これに附属する門若しくは塀等及び建築設備を含みます。

※建 築・・・建築基準法第2条第13号の規定による建築。

建築物を建築し、増築し、改築しまたは移転すること。

4 許可を必要とする時期

都市計画施設等の区域内で建築確認を受ける場合は、あらかじめ当該許可を受けている必要があります。

5 許可の基準（都市計画法第54条）

（1）当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。

（2）当該建築が、都市計画法第11条第3項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。

（3）当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができると認められること。

①階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。

②主要構造部（建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

6 許可申請の手続き

許可申請は、正本 1 部、副本 1 部に必要図書を添付して都市整備課都市計画係に提出してください。

※ 標準処理期間は、申請書を受理してから 14 日間です。ただし、補正等に要した日数及び休日は含みません。

7 必要図書

(1) 敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺五百分の一以上のもの

(配置図：縮尺＝1／500 以上)

(2) 二面以上の建築物の断面図で縮尺二百分の一以上のもの

(配置図：縮尺＝1／200 以上)

(3) その他参考となるべき事項を記載した図書

①位置図（縮尺＝1／10,000 程度）

②区域図（縮尺＝1／2,500）

③平面図（縮尺＝1／200 以上）

④立面図（縮尺＝1／200 以上）

⑤その他、喜多方市長が必要と認めた事項を記載した図書

(注) 位置図及び区域図は、都市計画図を使用すること。また、各図面に計画線又は事業区域を朱線により明示すること。

(注) 法第 65 条第 1 項の規定による建築等の制限に関する許可申請のうち、建築物の建築その他工作物の建築以外の場合は、(1) 及び (2) の図面を除く。

8 その他

この申請は、都市計画施設等が計画決定の段階の申請です。都市計画事業として施行中の区域内では次の許可申請を行ってください。

①都市計画法第 65 条第 1 項の許可

②土地区画整理法第 76 条第 1 項の許可